



平成 25 年 6 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社コネクトホールディングス
代表取締役社長兼最高経営責任者
(CEO) 長倉統己
(コード：3647 東証マザーズ)
問合せ先 経営管理本部長 矢野浩司
(TEL. 03-3796-0650)

自己新株予約権(行使価額修正条項付第3回新株予約権(第三者割当))の
処分に関するお知らせ(MS ワラント)

平成 24 年 5 月 28 日発行の行使価額修正条項付第3回新株予約権(第三者割当)(以下「本新株予約権」という。)について、当社は、平成 24 年 12 月 17 日付にて、本新株予約権を取得、保有しておりましたが、平成 25 年 6 月 28 日開催の取締役会において、本新株予約権を処分することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	平成 25 年 6 月 28 日
(2) 処分新株予約権数	39 個
(3) 処分価額	総額 1,140,828 円(新株予約権 1 個当たり 29,252 円)
(4) 当該処分による潜在株式数	当初の行使価額 (61 円)における潜在株式数：1,598,337 株 行使価額上限値 (82 円)における潜在株式数：1,188,993 株 行使価額下限値 (38 円)における潜在株式数：2,565,771 株
(5) 資金調達の額(新株予約権の行使に際して出資される財産価額)	資金調達の額 98,640,828 円 (内訳) 新株予約権処分価額分：1,140,828 円 新株予約権行使価額分：97,500,000 円 (処分諸費用概算額控除後の差引手取概算額：94,524,053 円)
(6) 行使価額及び行使価額の修正条項	当初行使価額 61 円(前週金曜日である 6 月 21 日終値の 90%となります。) 行使価額は、本新株予約権の割当日以降の毎週金曜日の当社普通株式の終値の 90%に相当する金額(1 円未満切り捨て)に修正されます。このため、処分決議日である 6 月 28 日の当初行使価額は、前週金曜日である 6 月 21 日終値(68 円)の 90%で 61 円となります。但し、かかる修正後の行使価額が上限行使価額(82 円)を上回る場合には、行使価額は上限行使価額とし、下限行使価額(38 円)を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とします。
(7) 行使期間	平成 25 年 6 月 28 日から平成 26 年 5 月 27 日
(8) 処分方法	第三者割当の方法により、マッコーリー・バンク・リミテッドに対する処分
(9) その他処分自己新株予約権に関して投資判断上重要又は必要な事項	① 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。 ② 行使制限 本新株予約権は、当社からの行使停止要請期間として割当日から行使期間満了日の 1ヶ月前までの間において行使停止要請を行うことができます。 ③ 割当先の権利義務の処分先への承継 本新株予約権の発行時に締結した当初割当先との割当契約に基づき、当初割当先の権利義務は本新株予約権の処分先に承継されます。

2. 処分の目的及び理由

(1) 本新株予約権の処分の目的及び理由

① 本新株予約権の処分の目的

当社グループは、中核事業会社である株式会社SBY（以下「SBY社」という。）と事業会社の株式を保有しグループ全体の経営戦略及び管理業務（財務・経理・総務・人事・情報システム）を担うことを役割とする当社からなる持株会社制をとっています。

当社は、平成24年10月15日に「新中期経営計画の策定に関するお知らせ」にて開示いたしました中期収益目標（平成26年8月期及び平成27年8月期業績目標）の実現のためには、SBY社による業容を拡大しさらなる収益力の強化が必要であると考えており、SBY社における販売促進費及び広告宣伝費等の前向きな投資のほか、SBY社の新店あるいは新事業態等準備費の前向きな投資が必要であると判断し、本新株予約権（行使価額修正条項付第3回新株予約権（第三者割当））の処分を行なうことにより当該資金の調達を再開することといたしました。

② 本新株予約権の処分の理由（処分に至る経緯）

当社は、平成24年5月11日に「行使価額修正条項付第3回新株予約権（第三者割当）の発行に関するお知らせ」にて開示したとおり、黒字転換及び収益の拡大を図ることを目的として第三者割当の方法により第3回新株予約権を発行することについて決議し、平成24年5月28日には、割当先であるBrillance Hedge Fund（ブリランス・ヘッジ・ファンド）及びBrillance Multi Strategy Fund（ブリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド）（以下、「割当先」という。）より発行価額の総額の払込があり、第3回新株予約権を発行いたしました。

その後、平成24年10月5日に「行使価額修正条項付新株予約権（MSワラント）の譲渡に関するお知らせ」にて開示したとおり、割当先は本新株予約権120個のうち60個の行使を行いました。本新株予約権の行使に際し、下限行使価額を38円と設定しており、当時の当社株価はその下限行使価額に近い株価で推移していたため、当社より引き続き本新株予約権の行使による資金調達を進めたい意向であることから、割当先に対して更なる行使の促進を打診したところ、当時の株価推移では行使頻度が限界であり、今後の行使頻度も同様であるとの回答がありました。その結果、当社の想定する行使スケジュールにて遂行必要があるのであれば、割当先より、当社へ強い関心を持っているアルバース証券株式会社（以下、「譲渡先」という。）へ譲渡を行いたい旨の申し出を受け譲渡先について検討し、平成24年10月25日開催の取締役会において本新株予約権の譲渡を承認いたしました。

譲渡先は本新株予約権60個のうち21個の行使を行いました。平成24年11月14日に「行使価額修正条項付第3回新株予約権（第三者割当）の行使請求停止要請に関するお知らせ（MSワラント）」にて開示いたしましたとおり、当社株価は、新株予約権の下限行使価額である38円以下で推移しており、そのような状況下における、更なる株価の下落傾向の可能性を排除するために、平成24年11月29日から平成24年12月28日までの1ヶ月間の新株予約権行使の停止を行い、当社の手元流動資金の状況を鑑みながら新株予約権の取得を検討する必要があると判断したため、行使請求停止要請を行うことといたしました。

その後、平成24年11月22日開催の取締役会において、譲渡先から本新株予約権を取得することを決議し、平成24年12月17日に新株予約権を取得し自社新株予約権として保有しておりましたが、このたび、当社の株価が回復基調にあることもあり、平成24年10月15日に「新中期経営計画の策定に関するお知らせ」にて開示いたしました中期収益目標（平成26年8月期及び平成27年8月期業績目標）の実現のためには、SBY社による業容を拡大しさらなる収益力の強化が必要であり、SBY社における販売促進費及び広告宣伝費等の前向きな投資のほか、SBY社の新店あるいは新事業態等準備費の前向きな投資が必要であるため、本新株予約権による資金調達の再開は必要であると判断したことから処分先を検討し、本新株予約権39個を処分することといたしました。

なお、本新株予約権の取得及び前回の本新株予約権の行使の状況については、以下のとおりです。

<本新株予約権の取得>

新株予約権の名称	株式会社コネクトホールディングス 行使価額修正条項付第3回新株予約権（第三者割当）（MSワラント）
取得する新株予約権の数	39個
取得価額	新株予約権1個当たり25,000円
取得価額総額	取得日に残存する未行使の新株予約権の全部の個数に上記取得価額を乗じた金額 975,000円
取得日	平成24年12月17日

<本新株予約権の行使状況>

割当先	(当初割当先) Brillance Hedge Fund (ブリランス・ヘッジ・ファンド) Brillance Multi Strategy Fund (ブリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド) (譲渡先) アルバース証券株式会社
行使された期間	平成 24 年 6 月 5 日から平成 24 年 11 月 8 日
行使された新株予約権の数	(当初割当先) Brillance Hedge Fund (ブリランス・ヘッジ・ファンド) 28 個 Brillance Multi Strategy Fund (ブリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド) 32 個 (譲渡先) アルバース証券株式会社 21 個
行使された割当株式数の総数	5, 170, 727 株
合計払込金額	204, 525, 000 円

(2) 当該資金調達の方法を選択した理由

当社は平成24 年10 月15 日に「新中期経営計画の策定に関するお知らせ」にて開示いたしました中期収益目標（平成25年8 月期業績予想及び平成26年8 月期及び平成27年8 月期業績目標）を達成させるためには、S B Y社による業容を拡大しさらなる収益力の強化が必要であり、S B Y社における販売促進費及び広告宣伝費等の前向きな投資のほか、S B Y社の新店あるいは新事業態等準備費の前向きな投資が必要であると判断しておりました。

しかしながら、平成24年11月22日に「行使価額修正条項付第3 回新株予約権（第三者割当）の取得に関するお知らせ（MS ワラント）」にて開示いたしましたとおり、当時の当社株価は、新株予約権の下限行使価額である38 円以下で推移しており、そのような状況下における更なる株価の下落傾向の可能性を排除するために本新株予約権を取得し、自己新株予約権として保有しておりました。

このたび、当社の株価が回復基調にあることもあり、中期収益目標を達成させるためにも本新株予約権による資金調達の再開は必要であると判断したことから、処分先を検討する中で、当社代表取締役社長兼最高経営責任者（CEO）である長倉統己と知己である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー（東京都港区東麻布1 - 7 - 7 代表取締役 小幡 治）から、マッコーリー・バンク・リミテッド及びその子会社であるマッコーリー・キャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（東京支店）を紹介され、マッコーリー・バンク・リミテッド及びその子会社であるマッコーリー・キャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（東京支店）の担当者と協議を進めた結果、マッコーリー・バンク・リミテッドに対して当社が取得し保有している自己新株予約権を処分することを決定いたしました。

<本新株予約権の特徴について>

本新株予約権の特徴は、次のとおりとなります。

(i) 行使価額及び対象株式数の修正

本新株予約権は、行使価額修正条項付であり、次の要領で、行使価額及び対象株式数が毎週金曜日に修正されます。

- ① 本新株予約権の当初行使価額は、決議日の前週金曜日の終値の 90%となっております。
- ② 毎週金曜日を決定日として、決定日の終値（終値がない場合や決定日が取引日でない場合は、決定日の直前の終値のある取引日）の 90%に行使価額が修正されます。
- ③ 修正される行使価額の範囲に上限値と下限値を設定しており、上限行使価額は当初の行使価額の 134%、下限行使価額は当初行使価額の 62%であります。
- ④ 1 個当たりの払込金額である金 2, 500, 000 円を行使価額で除した数（端数切り捨て）が行使により付与される株式数となりますので、行使価額の修正に伴い、交付される株式数も修正されます。

行使価額が時価を基準とした価額に定期的に修正されることから、行使価額が固定型の新株予約権に比べて行使が行われやすく、当社の調達という目的が達成しやすくなります。

(ii) 行使に際して出資される財産額の固定

本新株予約権は、上記 i のとおり、行使価額の修正、それに伴い行使により付与される株式数は修正されますが、本新株予約権 1 個当たりの払込金額は金 2,500,000 円と固定されており、行使総額 97,500,000 円は修正されません。ただし、行使期間中に全て行使が行われない場合や、取得条項や取得請求により本新株予約権が取得による消却がなされた場合は調達額が減少いたします。

(iii) 行使停止要請条項

本新株予約権には行使停止要請条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により行使停止要請が可能です。

- ① 本新株予約権者に10 取引日前までに書面で通知することにより、本新株予約権を行使することが出来ない期間を指定することができます。
- ② 行使停止要請可能な新株予約権は未行使の本新株予約権の全部又は一部に対して可能となります。
- ③ 行使停止要請可能な期間は割当日から行使期間満了日の1ヶ月前までであり、この要件を満たす限り行使停止要請期間に制限はありません。
- ④ 行使停止要請の回数に制限はなく、かつ同時に複数の行使停止要請を行うことができます。
- ⑤ 当社は、本新株予約権者に書面で通知することにより、行使停止要請期間の満了日前に行使停止要請の解除が可能です。

当該行使停止要請条項により、まとまった行使による急激な希薄化を防げることは既存株主様への不利益を最小限に抑える効果がありますが、書面到達後10取引日経過後に有効となるため、まとまった行使による急激な希薄化を完全に防ぐことはできません。

また、本新株予約権に比べ、より有利な資金調達方法・相手との具体的な交渉が開始された場合には、この条項を発動することによって、希薄化の程度を抑制することが可能となります。

(iv) 取得条項（当社の要請による取得）

本新株予約権には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得が可能です。（当社の要請による取得）

本新株予約権の払込期日の翌日以降、当社取締役会が本新株予約権の取得する日を定めたときは、本新株予約権者に対し、会社法第273条及び第274条の規定に従って当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権 1 個あたり29,252円で取得することができます。

処分価額相当額（29,252円）で取得が可能であることから、新株予約権価値の上昇による資金負担は生じず、本新株予約権処分後においても、更に有利な調達方法の検討や柔軟な資本政策の策定が可能となります。

なお、取得条項は、別の有利な資金調達が実行できた場合に、発動することを想定しております。

また、当社による取得条項を付すことは、新株予約権の評価価値を減ずる効果があります。

(v) 取得請求（本新株予約権者の要請による取得）

本新株予約権には以下の取得請求権が規定されており、次の要領で、新株予約権者の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得請求が可能です（本新株予約権者の要請による取得）。

- ① 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が60取引日連続して下限行使価額の38円を下回った場合には、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して5取引日目の日において、本新株予約権 1 個あたり29,252円の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。
- ② ただし本新株予約権者からは、会社の危機的状況等不測の事態が生じない限り、残存する本新株予約権の全部又は一部の取得請求を行わない旨の表明を受けております。

(vi) 事前報告

当社は、行使請求期間中に、普通株式、新株予約権（MSCB 等を含むがストックオプションは除く）又は新株予約権付社債（MSCB 等を含む）を発行（以下、「新株式発行等」という。）しようとする場合には、割当予定先毎に 30 個以上の本新株予約権が残存する限り、事前の報告を行なうものいたします。

(vii) 譲渡制限条項

本新株予約権には以下の譲渡制限条項が規定されており、次の要領となっております。

- ① 本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。
- ② 本新株予約権の総額買受契約により、割当予定先は本新株予約権を他の者に譲渡する場合には、割当予定先の本契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に承継されるものとしております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

項目	金額
新株予約権処分による調達額	1, 140, 828 円
新株予約権の行使による調達額	97, 500, 000 円
処分諸費用の概算額（注）	4, 116, 775 円
差引手取概算額	94, 524, 053 円

（注）処分諸費用の内訳

新株予約権の公正価値算定費用	630, 000 円
ファイナンシャルアドバイザー費用（行使額の 2.5%）	2, 559, 375 円
反社会勢力との関連性調査費用	427, 400 円
登記費用	500, 000 円

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

具体的な使途	金額	支出予定時期
① S B Y 社新規店舗出店及び準備費用	50, 000, 000 円	平成 25 年 7 月～平成 26 年 5 月
② S B Y 社新サービス導入準備費用	44, 524, 053 円	平成 25 年 7 月～平成 26 年 5 月

※調達資金を実際に支出するまでは銀行口座にて適切に管理いたします。

4. 資金使途に関する考え方

今回の新株予約権の処分並びに行使によって調達される資金の使途については、当社グループ事業会社である S B Y 社の積極的事业推進における収益体制の強化をおこなうことが目的であります。

S B Y 社はビジネス・アライアンス及びコンテンツ・ブランド事業、コンセプトマーケティングショップ事業を事業の柱としております。

具体的な使途の 1 つ目は、S B Y 社にて展開しております、コンセプトマーケティングショップ運営における新規店舗の出店及び準備費用であります。コンセプトマーケティングショップ事業では直営、フランチャイズ合わせて 6 店舗展開しており、コンセプトマーケティングショップ事業の更なる拡大による利益確保のためには、新規出店は必要不可欠であり、新規出店の準備費用に資金を充当いたします。

2 つ目は、S B Y 社にて展開しております、上記 2 つのサービスとは別の新たなサービスを導入することにより事業規模の拡大を図るため、新サービスの導入準備費用に資金を充当いたします。

S B Y 社の事業推進にて、平成 24 年 10 月 15 日に「新中期経営計画の策定に関するお知らせ」にて開示を行っておりますとおり、平成 25 年 8 月期から黒字転換を図るとともに、平成 27 年 8 月期においては連結売上高 3, 320 百万円、連結経常利益 200 百万円を目標として通期業績の向上を目指しております。

事業の積極的推進における収益力の黒字化継続は企業継続に必要なことであり、この結果、当社の信用力が改善されるとともに、当社の収益性が高まり、今後の成長基盤を確立することによって当社の企業価値を中長期に向上させることを目的としていることから、その資金使途は合理的であると判断しております。

5. 処分条件等の合理性

(1) 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の処分価額については、本新株予約権の発行要項及び処分契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関である、株式会社トリマラン・アカウンティング（東京都港区西新橋 1-2 3-3 代表取締役 細谷博司）による評価書を参考に、処分先との交渉も踏まえ、1 個当たりの処分価額を算定評価書と同額の 29,252 円といたしました。

なお、本新株予約権の処分価額については、法令・定款に違反せず、本新株予約権の発行要項及び処分契約に定められた諸条件を踏まえ、合理的かつ適切な価額であると判断しております。当該判断に当たっては、第三者評価機関である、株式会社トリマラン・アカウンティングによる評価書を参考にしております。

新株予約権の処分については、新株予約権の発行時とは異なり、会社法第 238 条の規定の適用はありませんが、当社は、新株予約権の発行時の手続に準じて、処分価額の算定を行っております。

また、行使価額につきましては、本新株予約権の当初行使価額は、取締役会決議日の前週金曜日（平成 25 年 6 月 21 日）の当社普通株式の普通取引の終値の 90%に設定されており、行使価額は 1 週間に 1 度、毎週金曜日の株価終値の 90%となりますが、行使価額の修正範囲は本新株予約権の当初行使価額の 134%から 62%までであり、株価の下落時のみだけではなく、上昇時も修正される条件となっております。

また、当社の全監査役である社外監査役 3 名より、当社が本新株予約権の公正価値評価を、当社はもとより、処分先であるマッコーリー・バンク・リミテッドとの取引関係のない外部の独立した専門会社である株式会社トリマラン・アカウンティングを起用して取得した算定評価に基づき、本新株予約権の処分価額が算定された本新株予約権の公正価値評価額と同額として決定されていることから、本新株予約権の処分価額が有利発行ではない旨の意見書を入手しております。

(2) 発行数量及び希薄化の規模の合理性

本新株予約権の処分規模は、発行済株式数 52,374,951 株に対し、上限行使価額全ての本新株予約権を行使した場合において希薄化率が 2.27%生じ、下限行使価額で全ての本新株予約権を行使した場合において希薄化率が 4.89%生じます。このため、1 株当たりの株式価値が希薄化いたします。それにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1 株当たり純資産額、1 株当たり予想当期純利益が低下するおそれがあります。

しかしながら、行使による希薄化が低く抑えられている点、また、処分の目的・理由、調達金額、資金使途、希薄化率、処分先の選定を含めた処分条件等を総合的に勘案した結果、本新株予約権の処分は、当社グループの事業基盤の強化及び将来収益の源泉の確保となります。現在当社グループは前第 4 四半期会計期間より 3 四半期連続で経常利益の黒字を計上しており、当社の更なる企業価値向上のためには、事業基盤の構築のために資金調達をおこなう必要性があることから合理的であると判断しております。

6. 処分先の選定理由等

(1) 処分先の概要

(1) 名 称	マッコーリー・バンク・リミテッド (Macquarie Bank Limited)
(2) 所 在 地	Level2, No.1 Martin Place, Sydney NSW 2000 Australia
(3) 代表者の役職・氏名	会長 H.K.マッキャン(H.K. McCann) CEO N.W.ムーア(N.W.Moore)
(4) 事 業 内 容	商業銀行
(5) 資 本 金	793,646 百万円 (平成 25 年 3 月 31 日現在)
(6) 設 立 年 月 日	1985 年 2 月 28 日
(7) 発 行 済 株 式 数	普通株式 501,561,948 株
(8) 決 算 期	3 月 31 日
(9) 従 業 員 数	13,663 人 (マッコーリーグループ) (平成 25 年 3 月 31 日現在)
(10) 主 要 取 引 先	個人及び法人
(11) 主 要 取 引 銀 行	—
(12) 大株主及び持株比率	Macquarie B.H. Pty Ltd, 100%
(13) 当事会社間の関係	

資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。又、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。又、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。又、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。又、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態

決算期	2011年3月期	2012年3月期	2013年3月期
連 結 純 資 産	784,017 百万円	804,074 百万円	850,440 百万円
連 結 総 資 産	12,082,361 百万円	11,809,937 百万円	13,366,966 百万円
1株当たり連結純資産(円)	1,616.30	1,603.14	1,695.58
連 結 営 業 利 益	95,118 百万円	76,583 百万円	101,110 百万円
連 結 当 期 純 利 益	71,705 百万円	55,507 百万円	66,227 百万円
1株当たり連結当期純利益(円)	147.82	110.67	132.04
1株当たり配当金(円)	112.69	218.22	247.24

(注) 上記表の各円換算額については各決算日のA\$レートの中値で換算し記載しております。

なお、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 処分先を選定した理由

当社は、今回の本新株予約権の処分にあたり、今後の事業計画に基づく実行、及び株主、投資家、当社の事業内容をご理解して頂いたうえで実行すること、割当予定先等が特定団体等と一切のかかわりがないことの確認ができることを基準に、複数の投資家と当社の事業方針及び今後の事業展開について協議してまいりました。

その中で、当社代表取締役社長兼最高経営責任者（CEO）である長倉統己と知己である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー（東京都港区東麻布1-7-7代表取締役 小幡 治）からマッコーリー・バンク・リミテッド及びその子会社であるマッコーリー・キャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（東京支店）を紹介されました。

マッコーリー・バンク・リミテッド及びその子会社であるマッコーリー・キャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（東京支店）の担当者と協議を進め検討した結果、処分予定先の株式を100%所有するマッコーリーB.H. Pty Ltd,の所有者であるマッコーリーグループ・リミテッドは、マッコーリーグループの持ち株会社としてオーストラリア証券取引所-14-(ASX)に上場しており、銀行業務、資金調達、M&Aアドバイザー、投資業務、資産運用などの各種金融サービスを世界28カ国で13,600名を超える社員を有するグローバル金融機関であり社会的な信頼も大きく、またマッコーリー・バンク・リミテッドの投資意欲と当社の資金調達方針が合致したことから処分先を選定するに至りました。

なお、マッコーリー・バンク・リミテッドに対する本新株予約権の処分は、日本証券業協会会員であるマッコーリー・キャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（東京支店）のあっせんを受けて行われたものです。

また本新株予約権の処分に関し、当社は処分先が反社会的勢力でない旨を第三者による調査にて確認しており、処分先から反社会的勢力でない旨の確認書を受領しております。

また、当社は、処分先が行役を行うことが十分に可能である資金を保有していることを、処分先の財務資料及び直接面談により確認しております。

さらに、当社は処分先に対して、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、本新株予約権の行使が制限されることを説明し、処分先とは、制限超過行使につき合意しております。

なお、今回の処分に関し、本新株予約権に係る行使条件に変更はありませんが、発行要項につきましては処分価額が発行当時の発行価額から変更となっているため、一部変更しております。

発行要項の変更内容は以下の通りであり、変更箇所には下線_____を付しております。

株式会社コネクトホールディングス第3回新株予約権 発行要項

(変更前)

14. 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権の発行価額相当額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 新株予約権の取得請求

本新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が60取引日連続して下限行使価額の38円を下回った場合には、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して当該新株予約権の取得希望日から5営業日前までに事前通知を行い、第22項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に提出することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して5取引日目の日において、本新株予約権1個あたり25,000円の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。

(変更後)

14. 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個あたり29,252円の価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 新株予約権の取得請求

本新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が60取引日連続して下限行使価額の38円を下回った場合には、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して当該新株予約権の取得希望日から5営業日前までに事前通知を行い、第22項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に提出することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して5取引日目の日において、本新株予約権1個あたり29,252円の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。

(3) 割当先の選定基準に準じた処分先の状況

処分先は、当社が定める割当先の選定基準に準じて照らした場合、以下のとおりすべての選定基準を満たしていると判断しております。

① 当社グループの状況や経営スタンスを明確に理解し、それに見合った投資ポリシーを持っていること。

処分先は、当社グループの財務状況を把握するとともに、当社子会社であるSBY社の強化を軸とした事業の積極的拡大の必要性、またそれを実践するための現経営陣の必要性を理解し、経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的としており、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、適宜

判断の上、市場動向を勘案しながらも比較的短期間で売却を目標としているものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であるとのことから選定基準を満たしていると判断しております。

② 高い遵法意識を持ち証券市場における上場企業の役割を理解していること。

処分先の株式を100%所有するマッコーリーB.H. Pty Ltd,の所有者であるマッコーリーグループ・リミテッドは、マッコーリーグループの持ち株会社としてオーストラリア証券取引所- 14 -(ASX) に上場しており、オーストラリアの銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁APRA (Australian Prudential Regulation Authority) の監督及び規制を受けております。当社はAPRAが発行した健全性を有する銀行である旨の証明書を確認しております。

また、マッコーリーグループは、金融行動監視機構及びプルーデンス規制機構の規制を受ける英国の銀行であるマッコーリーバンク・インターナショナルも傘下においております。そして、マッコーリーグループの事業は、世界中にあるその他規制機関による規制を受けております。加えて、日本法人においては日本証券業協会および関東財務局の会員・登録業者であることから、金融庁・日銀の審査を経た法人であると考えられます。

さらに処分先のマッコーリー・バンク・リミテッド及びその子会社であるマッコーリー・キャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（東京支店）の担当者と当社代表取締役社長倉統己氏との直接面談において、高い遵法意識を持ち証券市場における上場企業の役割を理解していることを確認できていることから選定基準を満たしていると判断しております。

③ 法定開示事項及び東京証券取引所規則を十分に理解していること。

処分先の株式を100%所有するマッコーリーB.H. Pty Ltd,の所有者であるマッコーリーグループ・リミテッドは、マッコーリーグループの持ち株会社としてオーストラリア証券取引所- 14 -(ASX) に上場しており、オーストラリアの銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁APRA (Australian Prudential Regulation Authority) の監督及び規制を受けております。当社はAPRAが発行した健全性を有する銀行である旨の証明書を確認しております。

また、マッコーリーグループは、金融行動監視機構及びプルーデンス規制機構の規制を受ける英国の銀行であるマッコーリーバンク・インターナショナルも傘下においております。そして、マッコーリーグループの事業は、世界中にあるその他規制機関による規制を受けております。加えて、日本法人においては日本証券業協会および関東財務局の会員・登録業者であることから、金融庁・日銀の審査を経た法人であると考えられます。

さらに処分先のマッコーリー・バンク・リミテッド及びその子会社であるマッコーリー・キャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（東京支店）の担当者と当社代表取締役社長倉統己氏との直接面談において、法定開示事項及び東京証券取引所規則を十分に理解していることを確認できていることから選定基準を満たしていると判断しております。

④ 払込資金が明確であり、その調達方法及び出資元についても原則として提示できること。

当社は、処分先の行使に要する財産の存在につき、本新株予約権の権利行使にかかる資金確保に関し、支障がない旨の確認書を受領するとともに、処分予定先の概要に記載の最近3年間の経営成績および財政状態について2011年から2013年のANNUAL REPORT（貸借対照表の預金残高）を確認していることから選定基準を満たしていると判断しております。

⑤ 当社との緊密な連絡体制を構築できること。

マッコーリー・バンク・リミテッド及びその子会社であるマッコーリー・キャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（東京支店）の担当者と当社代表取締役社長倉統己氏との間で直通の電話及びメールが開設され緊密に連絡を取り合えるとともに、直接面談を行っていることから選定基準を満たしていると判断しております。

⑥ 実行可能な事業シナジーがあるか、あるいは純投資として市場に配慮し株式を売却するなどの考えに理解頂ける割当先であること。

処分先は、純投資を目的としているため、現時点においては実行可能な事業シナジーはなく、市場動向を勘案しながらも比較的短期間で売却を目標としているものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針とのことから選定基準を満たしていると判断しております。

⑦ 特定団体等反社会的勢力と関係している事実がないこと。

当社は、処分先から暴力団等反社会勢力と関係している事実がない確認書を受領しているとともに、当社のインターネット等による独自調査でもなんら問題は確認できず、また第三者機関である株式会社JP リサーチ&コンサルティングを使った同社についての調査結果からも、反社会勢力と一切の関連が無いことを確認していることから選定基準を満たしていると判断しております。

なお、当社は、処分先が、反社会勢力との間に一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

⑧ 割当先が譲渡を行う場合、必ず事前に開示するとともに、譲渡先が以上の基準を理解し、すべての条件を満たしていること。

処分先は、本新株予約権の取得に伴い、本新株予約権発行要項に記載する当社に対して有するすべての権利義務を承継するため、第三者へ譲渡を行う場合には、事前に当社の承諾の上で行うという義務も承継していることから選定基準を満たしていると判断しております。

⑨ 割当先が法人、ファンドあるいは組合等の場合の代表者、及び10%以上の主要な出資者またはこれに準ずる者が以上の基準を理解し、すべての基準を満たしていること。

処分先の株式を100%所有するマッコーリーB.H. Pty Ltd.の所有者であるマッコーリーグループ・リミテッドは、マッコーリーグループの持ち株会社としてオーストラリア証券取引所-14-(ASX)に上場しており、マッコーリー・バンク・リミテッド及びその子会社であるマッコーリー・キャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（東京支店）の担当者と当社代表取締役長倉統己氏との直接面談において、①～⑧のすべての基準を理解していることを確認できていることから選定基準を満たしていると判断しております。

以上のとおり割当先の選定基準について、①②③④⑤⑥⑦⑧⑨は基準をすべて満たしております。

また、エクイティ・ファイナンスに係る条件も、本新株予約権については今後の資金調達に応じ、新株予約権の行使を停止要請できる行使停止要請条項、新株予約権を取得できる旨の取得条項及び譲渡制限条項が付されており、本新株予約権の割当後におきましてもより有利な資金調達手法を選択することができ、当社及び当社の既存株主様にとって当社の資金調達方法として十分にメリットがあるものと判断しております。

（４） 処分先の保有方針

処分先であるマッコーリー・バンク・リミテッドとは、複数回に亘り、当社の経営方針及び経営計画を説明の上、マッコーリー・バンク・リミテッドが経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的としていること、反社会勢力と一切の関わりがないこと、当社と直接の緊密な連絡体制を構築頂けること及び払い込みに必要十分な資力を有していることの証明を頂けることを確認し、その結果として、本件新株予約権の処分に関する双方の合意に達することができました。

保有方針に関して特段の取決めをしておりませんが、経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的としており、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標としているものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針と伺っております。

なお、いずれも、本新株予約権の譲渡の際には事前に当社取締役会の承認が必要である旨定めております。

また、当社と処分先は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、MSCB等の買受人による行使を制限するよう措置を講じるため、各割当先との間で、新株予約権を行使しようとする日を含む暦月の1ヶ月において払込時点の発行済株式総数の10%を越える部分にかかる行使を行わない（当社が本新株予約権とは別のMSCB等で当該MSCB等に係る新株予約権等の行使請求期間が本新株予約権と重複するものを発行する場合には、暦月の1ヶ月間において本新株予約権の行使により交付された当社普通株式の数の合計を計算するにあたって、複数の者による新株予約権等の行使数量を合算するとともに同じ暦月において当該MSCB等に係る新株予約権等の行使により交付されることとなる当社普通株式の数も合算するものとする）について、本新株予約権の割当予定先による行使を制限するよう措置を講じる予定であります。

（５） 処分先の払込に要する財産の存在について確認した内容

本新株予約権の処分につきまして、当社は処分先であるマッコーリー・バンク・リミテッドの払込みに要する財産の存在につきまして、本新株予約権の権利行使にかかる資金確保に関し、支障がない旨の確認書を受領するとともに、処分先の概要に記載の最近3年間の経営成績および財政状態について2011年から2013年のANNUAL REPORT（貸借対照表の預金残高）を確認しており、払込みに要する財産の存在について、本日現在、確実なものと判断しております。

（6）株式貸借に関する契約

当社及び当社の特別利害関係者（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第1項第31号イに定義される）は、本新株予約権の処分先であるマッコーリー・バンク・リミテッドとの間において、本ファイナンスに係る株券貸借契約を締結する予定はありません。

（7）その他重要な契約等

当社が処分先との間で締結した処分に関する契約を除き、今回当社が処分する本新株予約権に関し、処分先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 処分後の大株主及び持株比率

処分前（平成25年2月28日現在）		
株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社エスアンドピー	31,840,000	60.79
堀口 利美	3,940,400	7.52
ブリタンス キャピタル マネジメント	1,202,372	2.29
水口 雅之	646,100	1.23
桑野 博一	632,400	1.20
西谷 茂樹	573,300	1.09
山内 和男	370,000	0.70
巻幡 俊	356,700	0.68
黒岡 真司	301,000	0.57
高橋 和宏	286,600	0.54

※ なお、マッコーリー・バンク・リミテッドは、経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的としており、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、適宜判断の上、市場動向を勘案しながらも比較的短期間で売却を目標としているため、長期保有の方針はない旨確認しておりますので、処分後の大株主株主一覧は記載しておりません。

8. 業績への影響の見通し

本新株予約権の処分による平成25年8月期の業績への影響は軽微であると思われますが、変更事由が発生した場合は速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きについて

本新株予約権の処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは行っておりません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（1）最近3年間の業績（連結）

	平成23年8月期	平成24年8月期	平成25年2月現在
連結売上高	893,531 千円	1,842,704 千円	736,147 千円

連結営業利益	△353,913 千円	△129,575 千円	26,965 千円
連結経常利益	△423,023 千円	△80,622 千円	17,323 千円
連結当期純利益	△438,398 千円	△183,978 千円	12,606 千円
1 株当たり連結当期純利益	△15.67 円	△3.88 円	0.24 円
1 株当たり配当金	－円	－円	－円
1 株当たり連結純資産	5.13 円	2.46 円	5.24 円

※当社は平成 23 年 3 月 1 日設立のため、平成 23 年 8 月期は平成 23 年 3 月 1 日から平成 23 年 8 月 31 日までの業績を記載しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成 25 年 6 月 28 日)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	52,374,951 株	100.00%
現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	1,598,337 株	3.05%
下限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	2,565,771 株	4.89%
上限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	1,188,993 株	2.27%

(3) 最近の株価の状況

①最近 3 年間の状況

	平成 23 年 8 月期	平成 24 年 8 月期	平成 25 年 5 月末現在
始値	48 円	69 円	42 円
高値	139 円	77 円	84 円
安値	36 円	37 円	35 円
終値	70 円	42 円	68 円

※当社は平成 23 年 3 月 1 日設立のため、平成 23 年 8 月期は平成 23 年 3 月 1 日から平成 23 年 8 月 31 日までの株価を記載しております。

②最近 6 ヶ月の状況

	平成 24 年 12 月	平成 25 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
始値	38 円	41 円	47 円	50 円	50 円	56 円
高値	43 円	51 円	52 円	53 円	77 円	84 円
安値	37 円	40 円	41 円	46 円	47 円	55 円
終値	41 円	47 円	50 円	49 円	55 円	68 円

③処分決議日前営業日 (平成 25 年 6 月 27 日) における株価

	平成 25 年 6 月 27 日
始値	74 円
高値	74 円
安値	68 円
終値	70 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による行使価額修正条項付第 3 回新株予約権 (MS ワラント)

発 行 期 日	平成 24 年 5 月 28 日
---------	------------------

発行新株予約権数	120 個
新株予約権の発行価額	本新株予約権 1 個当たり 25,000 円（総額 3,000,000 円）
当該発行による潜在株式数	当初の行使価額（55 円）における潜在株式数：5,454,480 株 行使価額上限値（82 円）における潜在株式数：3,658,440 株 行使価額下限値（38 円）における潜在株式数：7,894,680 株
資金調達額 （新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額）	総額 303,000,000 円（手取概算額 283,800,000 円） 内訳 新株予約権発行による調達額 3,000,000 円 新株予約権行使による調達額 300,000,000 円
行使価格及び 行使価額の修正条項	当初行使価額 55 円（前営業日である 5 月 10 日終値の 105%となります。） 行使価額は、本新株予約権の割当日以降の毎週金曜日の当社普通株式の終値の 90% に相当する金額（1 円未満切り捨て）に修正されます。但し、かかる修正後の行使 価額が上限行使価額（82 円）を上回る場合には、行使価額は上限行使価額とし、下 限行使価額（38 円）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とします。
募集又は割当方法	第三者割当方式
割 当 先	Brillance Hedge Fund（ブリランス・ヘッジ・ファンド）60 個 Brillance Multi Strategy Fund（ブリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド）60 個
そ の 他	① 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。 ② 行使制限 本新株予約権は、当社からの行使停止要請期間として割当日から行使期間満了日の 1 ヶ月前までの間において行使停止要請を行うことができる。 ③ その他 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
発行時における 当初の資金使途	・ S B Y 社の販売促進費及び広告宣伝費 ・ 有限会社ブレーンへの借入金元金返済 ・ 有限会社インターコスモスへの借入金元金返済 ・ 堀口利美氏への借入金元金返済
発行時における 支出予定時期	平成 24 年 6 月から平成 25 年 1 月
現時点における行使状況	転換済株式数（行使済株式数） 5,170,727 株 行使金額 202,500,000 円 （残高 97,500,000 円 残存新株予約権数 39 個）
現時点における 充 当 状 況	平成 24 年 8 月 31 日付「子会社の異動を伴う株式譲渡及び行使価額修正条項付第 3 回新株予約権（第三者割当）（MS ワラント）調達資金使途等修正に関するお知らせ」 においてお知らせしております調達資金使途のうち、S B Y 社の販売促進費及び広 告宣伝費（69.7 百万円）並びに各借入金元金返済（115.6 百万円）に充当済み。

※ 平成 24 年 12 月 17 日に、当社は、39 個を割当先より取得し、自己新株予約権として保有しております。

・第三者割当増資

発 行 期 日	平成 23 年 6 月 16 日
調達資金の額	301,000,000 円（差引手取概算額）
発 行 価 額	10 円
募集時における 発行済株式数	15,204,224 株
当該募集による 発行株式数	32,000,000 株
募集後における	47,204,224 株

発行済株式総数	
割当先	佐藤辰夫
発行時における 当初の資金使途	有限会社ブレーンに対する借入金返済
発行時における 支出予定時期	平成23年6月16日
現時点における 充当状況	当初の資金使途のとおり充当済

・第2回転換社債型新株予約権付社債（行使価額修正条項付転換社債型新株予約権付社債）

発行期日	平成22年9月24日
発行新株予約権数	40個
社債及び新株予約権の 発行価額	各本社債の払込金額：5,000,000円（各本社債の金額100円につき100円） 新株予約権の払込金額：本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない
当該発行による 潜在株式数	当初の転換価額（6,878円）における潜在株式数：29,040株 転換価額上限値（13,756円）における潜在株式数：14,520株 転換価額下限値（3,439円）における潜在株式数：58,120株
資金調達額	200,000,000円（差引手取概算額：187,260,000円）
行使価額又は転換価額及びその 修正条件	転換価額は当初6,878円とする。転換価額は、毎週金曜日の株価終値の90%に相当する金額に修正される（毎週金曜日の翌営業日から修正後の転換価額が適用される）。なお、転換価額の修正範囲はその上限を当初転換価額の200%までの13,756円とし、下限を当初転換価額の50%までの3,439円とする。
募集又は割当方法	第三者割当により割当てる
割当先	Brilliance Hedge Fund（ブリランス・ヘッジ・ファンド）：1億円（20個） Brilliance Multi Strategy Fund（ブリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド）：1億円（20個）
その他	譲渡制限条項あり
発行時における 当初の資金使途	・財務基盤を安定させるための運転資金 ・短期借入金返済
発行時における 支出予定時期	平成22年9月から平成23年8月
現時点における転換状況	株式会社コネクトホールディングス転換済株式数（行使済株式数）2,819,624株 株式会社コネクトテクノロジーズ転換済株式数（行使済株式数）21,978株 （残高 0円）
現時点における 充当状況	短期借入金返済及び、収益の低下に伴い平成23年2月までの財務基盤を安定させるための運転資金に充当済み

（注）平成22年9月24日のエクイティ・ファイナンス状況については、当社が株式移転により新設される前の株式会社コネクトテクノロジーズにおけるものであります。

（ご参考）今回処分する行使価額修正条項付第3回新株予約権発行時の発行要項

平成24年5月11日にお知らせしております、「行使価額修正条項付第3回新株予約権（第三者割当）の発行に関するお知らせ（MSワラント）」における「株式会社コネクトホールディングス第3回新株予約権 発行要項」は以下の通りです。

株式会社コネクトホールディングス第3回新株予約権 発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社コネクトホールディングス第3回新株予約権（以下「本新株予約権」と

いう。)

2. 本新株予約権の発行価額の総額 金 3,000,000円
3. 申込期日 平成24年5月28日
4. 割当日及び払込期日 平成24年5月28日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、本新株予約権を以下の通りに割当てる。
- Brillance Hedge Fund (ブリランス・ヘッジ・ファンド) 60個
- Brillance Multi Strategy Fund (ブリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド) 60個

6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
- (2) 本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、第 9 項第(1)号の出資額を第 9 項第(2)号の行使価額（ただし、第 10 項及び第 11 項によって修正又は調整された場合は修正又は調整後の行使価額）で除して得られる最大整数（以下「交付株式数」という。）とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、出資金額を下限行使価額で除して得られる最大整数に行使請求の対象となった本新株予約権の数を乗じたものとする。ただし、行使により生ずる 1 株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。なお、本新株予約権の目的である株式の総数の上限は、出資金額を行使価額で除して得られる最大整数に、本新株予約権の総数を乗じた金額となる。ただし、第 11 項の規定に従い、行使価額が調整された場合は、本新株予約権の目的である株式の総数は変更される。

7. 本新株予約権の総数 120個

8. 本新株予約権の発行価額金3,000,000円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、2,500,000円とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、55円とする（以下「当初行使価額」という。）。ただし、第10項及び第11項の規定に従って修正又は調整されるものとする。

10. 行使価額の修正

平成24年5月28日（割当日）以降の毎週金曜日（以下「決定日」という）の翌取引日以降、決定日（ただし、決定日に終値（気配値を含む。以下同じ。）のない場合または決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の終値のある取引日とする。以下同じ）の株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という）における当社普通株式の、当該日において有効な行使価額と当該日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（1円未満切捨て。以下「基準価格」という。）を比較し、基準価格が行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額を当該基準価格に修正する。なお、第11項で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後の行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、基準価格が当初行使価額の70%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。ただし、第11項による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とし、基準価格が当初行使価額の150%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。ただし、第11項による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。）を上回る場合には、修正後の行使価額は上限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccccc} & & & & \text{交付普通株} & & \text{1株当たり} \\ & & & & \text{式数} & \times & \text{の} \\ & & & & & & \text{払込金額} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \text{既発行普通} & + & \frac{\quad}{\text{時 価}} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & \text{株式数} & & \\ & & & & & & \text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \end{array}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ②株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- 上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④本号①ないし③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までには本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号④の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの調整日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。

(7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。

12. 本新株予約権の行使請求期間

平成24年5月28日から平成26年5月27日までとする。ただし、第14項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権の発行価額相当額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 新株予約権の取得請求

本新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が60取引日連続して下限行使価額の38円を下回った場合には、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して当該新株予約権の取得希望日から5営業日前までに事前通知を行い、第22項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に提出することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して5取引日目の日において、本新株予約権1個あたり25,000円の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。

16. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

17. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

18. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

19. 新株予約権の行使制限

(1) 当社は本新株予約権者に対し、10営業日前に書面で通知することにより、本新株予約権を行使することができない期間（以下「行使禁止期間」という。）を指定することができる。ただし、行使禁止期間として指定可能な期間は割当日から行使期間満了日の1ヶ月前までであり、この要件を満たす限り行使停止要請期間に制限はないものと

する。

- (2) 前号にかかわらず、当社が第14項に基づく取得条項を行使する旨の通知を行った場合、当該通知が発せられた日以降、本新株予約権者は保有する本新株予約権の全部を自己の自由な裁量により行使することができる。(なお、金融商品取引所の定める有価証券上場規程、同施行規則等のルールの中での対応を行う。)

20. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第12項に定める行使請求期間中に第22項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を第22項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第23項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

21. 株券の不発行

当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しない。

22. 行使請求受付場所

当社 経営管理本部

23. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 表参道支店

24. 新株予約権の発行価額については、本新株予約権及び買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の発行価額を25,000円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価額は第9項記載のとおりとする。

25. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上